

自立支援医療（更生医療）と生活保護（医療扶助）の請求方法について

（ 留 意 事 項 ）

- 1．自立支援医療（更生医療）の対象とならない医療については、生活保護（医療扶助）にて支給すること。
- 2．自立支援医療（更生医療）の対象医療と対象とならない医療を併用で診療を行った場合、診療報酬明細書の公費の欄に自立支援医療（更生医療）に係る点数を記載（公費分点数欄に更生医療に係る点数分を記載し、その合計が公費に記載する請求点数となる。）し、公費の欄には生活保護（医療扶助）に係る点数を記載すること（公費と公費の請求点数を合算すると総医療費となる。）。また、この場合、診療報酬明細書の摘要欄の内訳の記載について、自立支援医療（更生医療）に係る分と生活保護（医療扶助）に係る分を適宜の記載方法で明確にすること。

なお、入院基本料や食事療養費（生活保護受給者等に限る。）など自立支援医療（更生医療）の対象か生活保護（医療扶助）の対象か切り分けが困難な事項については、主たる診療が自立支援医療（更生医療）の対象である場合は自立支援医療、主たる診療が自立支援医療(更生医療)の対象でない場合は医療扶助により支給することとされたい。